## 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
むらの高等支援学校	月が子 た。 職員 A (注)	きと支令4同既たと対間2か9で給和和件たか象年ら月額2分たかののの	か精算事務を お過払いとな 既支 (注) 121,770円 の内月 で給解 手9月 状 手9月 状 ので に変 に変 に変 に変 に変 に変 に変 に変 に変 に変	で行ったが、 さっているも 正規支給 額 83,780円 払いの理由 90,410円 31,360円 間(R2.6.1つ べきところ	<b>〜R2.6.30</b> ) で 金額の算出を のである。	所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間	当については、対い、というでは、対い、というでは、では、では、では、では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この